

## 平成19年西東京市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 日 時 平成19年5月29日(火)  
開会 午後2時01分 閉会 午後3時37分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格  
委員長職務代理者 角 田 富美子  
委 員 宮 田 清 蔵  
委 員 沼 本 禧 一  
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村 野 正 男  
学校教育部教育庶務課長 青 柳 昌 一  
学校教育部主幹(教育庶務課) 小 野 隆  
学校教育部副参与兼学務課長 富 田 和 明  
学校教育部副参与兼指導課長 大 町 洋  
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之  
指 導 主 事 岡 本 賢 二  
学校教育部副参与兼教育相談課長 長 澤 和 子  
生涯学習部長 名古屋 幸 男  
生涯学習部副参与兼社会教育課長 宮 寺 勝 美  
スポーツ振興課長 東 原 隆  
保谷公民館長 相 原 昇  
生涯学習部副参与兼中央図書館長 小 池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白 井 清 美  
教育庶務課庶務係主任 後 藤 幸 男
- 7 傍聴人 4人

## 平成19年西東京市教育委員会第5回定例会議事日程

日 時 平成19年5月29日（火） 午後2時00分～

会 場 西東京市防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第21号 西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例（申出）
- 第3 議案第22号 西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例（申出）
- 第4 議案第23号 西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（申出）
- 第5 議案第24号 西東京市教育委員会事務局処務規則
- 第6 議案第25号 西東京市教育委員会公印規則
- 第7 議案第26号 西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則の一部を改正する規則
- 第8 報告事項
  - （1）上向台小学校給食調理業務委託の内容について
  - （2）平成18年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況について
  - （3）平成18年度教育相談状況について
  - （4）平成18年度菅平少年自然の家事業実績報告について
  - （5）西東京市スポーツ施設・運動施設指定管理者公募スケジュールについて
  - （6）平成18年度保谷公民館事業報告について
  - （7）平成18年度図書館事業実績報告について
- 第9 その他

西東京市教育委員会会議録

平成19年第5回定例会  
(5月29日)

## 午後 2 時 0 1 分 開 会

### 議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成 19 年西東京市教育委員会第 5 回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 本日は議事案件が組織改正に伴うものでございますので、各案件とも非常に密接に関係しております。そのため、議事日程の順番を次のように変更いたしまして、一括して議事を進行したいと思います。

その順番は、日程第 5 議案第 2 4 号 西東京市教育委員会事務局処務規則、日程第 2 議案第 2 1 号 西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例（申出）、日程第 7 議案第 2 6 号 西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則の一部を改正する規則、日程第 3 議案第 2 2 号 西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例（申出）、日程第 4 議案第 2 3 号 西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（申出）、日程第 6 議案第 2 5 号 西東京市教育委員会公印規則、以上のように議事進行して、一括審議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

竹尾委員長 異議なしと認めます。

それでは、順次提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第 2 4 号 西東京市教育委員会事務局処務規則、についての、平成 17 年西東京市教育委員会規則第 4 号、全部を改正する提案理由を申し上げます。

平成 19 年 7 月 1 日から西東京市教育委員会の組織改正に伴い組織変更が生じたため、本規則を改正するものでございます。

改正の趣旨といたしまして、御存じのように、西東京市では合併から 7 年を迎えました。この間、教育行政の変化や市民を取り巻く環境の変化に対応してまいりました。これまで以上に財源や人材を有効に活用し、新たな課題に機能的かつ的確に対応できる体制の再構築を行う必要が求められております。

これまでに市長部局を中心に全庁的な組織の見直しの検討が進められてまいりました。教育委員会におきまして、教育委員会の事務局及び教育機関の組織改正につきまして、市長部局を中心に全庁的な見直し、検討を踏まえまして、平成 19 年 2 月 16 日付で市長からの提案を受けまして、2 月 27 日の教育委員会において同意をいただき、改正を市長に協議申し出を行うことを決定いただき、2 月 28 日付で市長に申し出を行ったところでございます。この協議申し出につきまして、3 月 6 日付で市長から承認がございましたので、これを受けまして、西東京市教育委員会事務局処務規則の改正を行うものでございます。

協議の内容といたしましては、事務局組織は現行の学校教育部、生涯学習部 2 部 6 課制を教育部 1 部 5 課制に移行し、学校教育部門と社会教育部門の相互の協力、調整や企画機能をより強化し、市民サービスの向上を目指してまいります。1 部制として教育行政を一体的に推進することといたしますが、一方、今後、本市の教育行政の執行に当たり、困難かつ高度

な政策課題が山積することを踏まえまして、特命担当部長を配置し、的確かつ円滑な事務処理を行ってまいりたいと考えております。また、教育相談事業の円滑な実施を期するため、教育相談担当課長を教育指導課に配置いたしまして、充実強化を図ってまいりたいと思いません。私の方からは以上でございますが、詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、御審議のほどよろしく願います。以上でございます。

竹尾委員長 事務局の方からの補足説明はございますか。

村野学校教育部長 それでは、議案第24号 西東京市教育委員会事務局処務規則の全部を改正する規則について、教育長に補足して御説明をいたします。

本議案につきましては、市長部局における条例案が去る5月8日の市議会第2回臨時議会におきまして可決されたことに伴い、教育委員会における組織、事務分掌等を規定しております本規則を改正するために提案するものであります。

議案書をお開きいただきたいと思います。

改編後の組織といたしまして、これまで学校教育部と生涯学習部の2部制であったものを1部制とし、教育部といたします。教育部は、教育企画課、学校運営課、教育指導課、社会教育課、スポーツ振興課及び教育機関であります公民館、図書館並びに菅平少年自然の家の8課体制となります。

なお、1部制に伴い、部内の重要案件等を所管する特命担当部長を配置いたします。

1部制につきましては、事務局組織内の連携を密にし、教育行政を一体的に推進するための組織づくりを目的に、学校教育と社会教育を含めた総合調整機能を強化することを目指すものでございます。

そのため、現行の教育庶務課につきましては、市長部局における組織改正の基本方針を踏まえ、教育施策の基本的な企画及び調査研究並びに総合調整を担う部署として、新たに教育企画課を立ち上げることといたします。

また、学校配当予算の執行、施設の維持管理などの事務は、これまで教育庶務課、学務課に分散しておりましたが、今回の改正案では、学校運営事務における事務局の一元化を図るため、事務分掌の整理、見直しを行い、学校運営課として再編するものであります。

さらに、現行の教育相談課は、合併後6年間で確立した相談体制やその運営ノウハウを発展的に解消し、指導業務と相談業務の充実、強化の観点から、教育指導課の1係として教育相談センターとして位置づけ、担当課長を配置するものであります。

現生涯学習部の各課につきましては、原則として現行どおりであります。社会教育課の1担当として新たに文化財担当を新設いたしました。

なお、改正規則案は本年7月1日施行予定であり、市民等への周知につきましては、教育委員会の本日の審議を待って、市報、ホームページ、窓口チラシなどでPRしていく予定でございます。

また、組織改正に伴う諸規定のうち、本日の委員会では条例にかかわる案件2件及び市民への事前周知を要する案件や施行に当たって準備期間を要する案件等を提案させていただいております。その他の規則、規程等につきましては、次回の6月定例会に提案させていただく予定としておりますので、よろしく願います。

詳細につきましては、新旧対照表により担当課長より補足説明をいたさせます。

青柳教育庶務課長 それでは、私の方から資料でお配りをいたしました新旧対照表に基づきまして概要を御説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。

左側が改正後の新でございます。右側が改正前、現行の規則となっております。

まず、第2条、事務局の組織でございますが、今、学校教育部長から御説明をさせていただきましており、現行の2部6課、三つの教育機関を再編いたします。教育部として1部5課、三つの教育機関といたすものでございます。各系の事務内容につきましては後ほど御説明をさせていただきます。

続きまして、第3条、部長等の職でございます。第2項におきまして、部に特命担当部長を置くことといたします。特命担当部長の職務につきましては後ほど御説明を申し上げます。

続きまして、第4条、部次長等の職でございます。改正前の第4条第3項にございました内容を新たに条文として起こしたものでございます。

続きまして、第5条になります。課長等の職でございます。ここで第2項といたしまして、新たに教育部教育指導課に教育相談担当課長を置くこととするものでございます。この担当課長の職務につきましても後ほど御説明をいたします。

めくっていただきまして、第7条になります。第7条、課長補佐等の職でございます。これは改正前の第6条第4項に規定されておりました課長補佐、副主幹、統括技能長について相当する職の設置をすることができる規定でございますが、これを新たに条文として分けて規定をするものでございます。

第8条でございます。係長等の職でございます。係の位置づけとなる教育相談センター及び教育情報センターの長を係長の位置づけとして規定を加えるものでございます。

続きまして、第12条の部長等の職務でございます。部長等の職務を規定するものでございますが、この第3項で、先ほど御説明をいたしました特命担当部長の職務は、委員会が別に定めることといたしております。担当部長の職務につきましては、現在また今後発生する困難かつ高度な政策課題に対しまして的確かつ円滑な事務処理を期するために設置するものでございますが、具体的な担当案件につきましては、別に定める教育委員会の規程によりまして、教育長が命ずることを想定しているものでございます。

続きまして、第14条、課長等の職務でございます。ここにおきましても、第3項におきまして、担当課長 これは教育相談担当課長でございますが の職務につきましては、担当部長と同様に教育委員会の規程により別に定めるものといたします。具体的には、教育指導課に統合されました現在の教育相談課の所掌事務を課長として担当することを規定するという想定をしているところでございます。これらの担当部長及び担当課長の職務に関する規定につきましては次回の委員会で御提案いたす予定でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

その他、各条文の改正箇所につきましては、組織改正に伴う部課名の変更及び市長部局の同様の規則の改正とあわせまして文言の整理を行うものでございます。

続きまして、別表を御覧いただきたいと思ひます。

別表で各課、係の事務分掌を規定してございます。

特徴的なところを部長に補足して御説明申し上げます。

まず、1番目、教育企画課。

企画調整係でございます。内容といたしましては、現在の教育庶務課庶務係の事務分掌を中心に、教育委員会の企画部門としての機能をあわせ持つ部署といたしまして、(1)教育施策に係る基本的な企画及び調査研究に関すること、(2)といたしまして、教育施策に係る総合調整に関することを担当いたします。その他、現在、指導課の所管となっております教育目標に関する事務につきましても、学校教育だけではなく、社会教育を含む教育全体にかかわる内容でございますため、教育施策の基本的事項を担当する企画調整係の所管といたすものでございます。(14)教育目標に関することでございます。

続きまして、学務係でございます。現在の学務課学務係の事務分掌を引き継ぎ、学校の設置、廃止、児童・生徒の学籍等の事務を担当するほか、現在、市長部局で所管をしております奨学金及び入学資金の融資あっせんの事務を移管し、教育環境の保護者等の支援として新たに担当いたしますものでございます。学務係の(11)、(12)に当たるものでございます。

続きまして、学校運営課でございます。

まず、学校運営課経理係でございますが、現在の教育庶務課庶務係と学務課学務係に分かれておりました学校運営に係る予算の執行管理等を一元的に担当する部署といたしております。

また、施設係でございますが、現在の教育庶務課から移管すること、それから従前の保健給食係とあわせまして、学校運営に係る窓口の一本化を学校運営課として行い、学校支援の充実を図る体制とするものでございます。

続きまして、教育指導課でございます。

教育指導課の教職員指導係を移管するほか、専門性とスタッフの充実を図る観点から、現在、指導課教職員指導係が担当しております教育情報センターの管理及び情報教育の支援を充実、推進する観点から、教育情報センターを係として独立して設置をいたします。次のページにわたったところでございます。

また、児童・生徒や保護者に対する教育相談事業と学校における教育指導の密接な連携を図るため、現在、教育相談課としているものを一つの課に統合いたしまして、教育相談センター係として設置をいたすものでございます。

次に、社会教育課でございます。

ここでは文化財の調査、研究及び保護、郷土資料室の管理運営及び市史の管理に関する事務を文化財担当として新たに位置づけまして、事務事業の充実を図ることとするものでございます。

スポーツ振興課でございます。

これにつきましては、改正前の(6)にございました財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団の関係でございますが、現在この財団が指定管理者の位置づけとなっております。

(3)の社会体育施設等の管理及び使用に関する事項に含まれることから、この規定を削除するものでございます。

公民館、図書館、それから菅平少年自然の家については、所掌事務におきましては変更はございません。以上、ざっばくでございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 教育長、どうですか。今、処務規則の説明がありました、次の……

宮崎教育長 続けてよろしいですか。

竹尾委員長 続けて、一括審議にしていますので。

宮崎教育長 それでは、議案第21号 西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例（申出）、の提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、平成19年7月1日から西東京市教育委員会の組織改正に伴いまして、裏面の新旧対照表を見ていただくとわかるのでございますが、「学校教育部学務課」を「教育部学校運営課」に改め、組織名称の変更が生じ、本条例の一部を改正するため、市長に申し出を行う必要がございますので、御審議のほど御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

竹尾委員長 引き続き議案第26号をお願いいたします。

宮崎教育長 議案第26号 西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則の一部を改正する規則、の提案理由を申し上げます。

これも同じく、平成19年7月1日から西東京市教育委員会の組織改正に伴い組織名称の変更が生じたため、条例施行規則の一部を改正する必要があることから本委員会に提案するものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

同じく裏面にございます。お目を通していただければありがたいと思います。

竹尾委員長 続けて。

宮崎教育長 議案第22号 西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例（申出）、の提案理由を申し上げます。

これも、本案につきましては、平成19年7月1日から西東京市教育委員会の組織改正に伴いまして、同じく裏面の新旧対照表を御覧いただきたいのでございますが、「生涯学習部社会教育課」を「教育部社会教育課」に改める組織の名称変更が生じたため、市長に申し出る必要があるため、御審議のほどよろしく御決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第23号 西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（申出）、の提案理由を申し上げます。

同じく、本案につきましては、平成19年7月1日から西東京市教育委員会の組織改正に伴い、裏面の新旧対照表のとおり「生涯学習部スポーツ振興課」を「教育部スポーツ振興課」に改め、組織名称の変更が生じたため、市長に申し出をするために審議のほどよろしく御決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第25号 西東京市教育委員会公印規則、の提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、西東京市教育委員会の組織改正に伴いまして、公印規則の全部を改正する必要があるため、本委員会に提案するものでございます。詳細につきましては事務局より説明いたさめますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。私の方からは以上でございます。



青柳教育庶務課長 それでは、私の方から西東京市教育委員会公印規則の全部を改正する規則につきまして、補足して御説明申し上げます。

改正の内容につきましては、組織改正に伴う組織名称の改編のほか、一部公印の取り扱いにつきまして変更、改正をするものでございます。

それでは、議案の第4条、旧印の引継ぎ、保存、廃棄を御覧いただきたいと思います。これは公印の改刻等のために使用しなくなったとき、その印章を教育長に引き継ぐという規定でございますが、この中で、従前はそのまま教育長に引き継ぐとなっていたものを教育企画課長及び教育部長を経由するという文言をつけ足すものでございます。

めくっていただきまして、第6条を御覧いただきたいと思います。第6条は、公印を新調、改刻する場合の申請でございます。これも従前は教育長に申請をすることになっているんですけれども、これも教育企画課長及び教育部長を経由して申請をするという規定を加えております。

第8条でございます。公印の事故届等でございます。公印の盗難、また紛失等があった場合、教育長に届けることになるんですけれども、これも教育企画課長及び教育部長を経由して届けるという規定をつけ加えるものでございます。

少し進んでいただきまして、第13条でございます。第13条は、いつとき多数にわたって印刷する文書に公印をあらかじめ印刷するという必要の場合に、第2項の方で、教育部長に申請書を提出して承認を受けなければならないという規定でございます。現行、従前は教育長に申請をして承認を得ることになっておりましたが、これを教育部長にするものでございます。この扱いにつきましては、市長部局の公印規程と合わせる形で、部長の所管事務というふうにするために改めるものでございます。

第14条を御覧いただきたいと思います。電子計算組織による公印の印影の打ち出しでございます。いわゆる電子公印でございます。これも、これを使用する場合には従前は教育長に申請をして承認を得ることになっておりましたが、これを教育部長の事務に改めるものでございます。

第15条、公印の事前押印でございます。公印につきましては、原則、決裁済みの文書を添えまして公印の押印をするわけでございますが、これも特別の事情がある場合、教育部長に申請をいたしまして、承認を得た場合にできるという規定でございます。これも従前、教育長の承認でございましたが、教育部長に改めるものでございます。

第16条でございます。公印の使用状況の調査等でございます。第2項で、公印の調査につきましては、教育企画課長が報告を命じ、また必要な書類の提出を命ずることができる。教育企画課長の規定を加えるものでございます。

あとは別表第1に、公印の名称、それから公印管守者の一覧がございます。これにつきましては、組織改正に伴って管守者の名称を変えるものが主な内容でございます。

公印の番号でいきますと、24番、25番でございます。「西東京市立何学校」、それから25番が「西東京市立何学校長」という公印でございますが、従前はこれを小学校、中学校と分けておりましたが、これを規定上、整理して、何学校ということで、一律に規定をするということで改正をしております。以上、簡単ではございますが、公印規則の改正につき

まして御説明を申し上げます。よろしく御審議のほど御決定賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。ここで議案第21号から第26号までを一括して質疑を行いたいと思います。質疑を受けます。

宮田委員 議案第24号なんですけれども、いろいろ、部が一つなくなっているんですが、担当部長とか担当課長になるとトータルでは人数と役職というのはどういう感じになるんでしょうか、前後では。

村野学校教育部長 トータル、教育委員会の中でのお話になりますが、現行の部長職も2名になります。実態的に2名ですね。課長職におきましても9名ということで、実態論としては管理職の数は変わらないと思います。

宮田委員 そうすると、市長さんの意図したようなことになっているんでしょうか。というか、差し当たってだったら、テンポラリーで移行措置であればやむを得ないという部分も私はあるかと思えますけれども、そうじゃなくずっと固定されるとすると、本来の意味合いというか、全体を縮減するというこの問題解決にはならないんじゃないかという気がするんですが、いかがなものでしょうか。

村野学校教育部長 確かに御指摘のように今回の改正では実数は変更ないということになりますが、いわゆる20万都市として合併後、急激に組織が肥大化したということもありまして、それを言ってみれば20万都市に見合う組織に改編するというので、実態論としては変わらないんですが、これはあくまでも過渡期の措置ということで、言ってみれば経過措置のような考え方も一つあるかと思えます。

そして、この組織改正については、将来、未来永劫にわたってこの組織で対応していくということではなくて、当面、現在抱えている教育ニーズ、あるいは課題等に対応するための、あるいは市長部局も含めてそんなんですが、適宜見直していくということが前提としてございますので、それへの過渡期ということで御理解いただけたらと思います。

宮田委員 過渡期というのはどれぐらいの年限をおっしゃっているんでしょうか。

村野学校教育部長 実は、たしか議会の方でも同様の御質問があったかと思えますが、特に年数については、例えば3年、5年というようなお話はなかったようでございます。社会情勢を踏まえた中で、実は合併後6年経過しております。今回初めての組織改正ということでございます。したがって、おおむねそのぐらいのスパンでの組織改正を考えているのではないかとということで、一つは教育委員会が主体的に今後組織改正をするということは非常に難しいのかなということで、やるとすれば市長部局にあわせて実施していくということになるかと思えます。

宮田委員 例えば20年だったらやらないと同じことなので、やはりある程度、ロードマップ、すなわち工程表をつくってやっていかないと、こういうことはそのとおりにならないのでは、本来市長さんが意図しているような形、ないしは市民の方々がそうかという形にはならないんじゃないかと思うんですね。私は、移行措置自身は結構だと思いますけれども、やっぱりスリム化ということを考えておられるわけですから、それは5年ぐらい少なくとも

それでも長いのかもしませんが、というような形でロードマップをつくるべきではない

かと個人的には思っております。

竹尾委員長 いかがでございますか。

村野学校教育部長 実は今回の組織改正における基本的な方針というものが市長部局にございます。今回対応し切れなかった、今後想定されている法改正、あるいは例えば今後の文化行政をどうするのか、スポーツ施策をどうするのかと。具体的に何項目か実は挙がっていきまして、例えば目前の将来的に対応しなければいけない課題として、介護保険法の改正が今後予定されています。また、平成20年度、子どもの総合支援センターというものを設置する予定になっていきまして、そういうものへの対応、あるいは現在2庁舎体制で市政運営をしておりますが、将来的にはこの2庁舎体制というのも解消しなければならない重要な案件になっています。その他、幾つか項目がございますが、10項目くらいあるんですが、これへの対応ということで、一定のスパンの中で御指摘のような改正はしていく必要があるかと。そのときに教育委員会もあわせて見直しをしていくという考え方を現在持っております。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

宮田委員 はい。

竹尾委員長 教育委員会自身が率先して自分自身の組織を常に見直していただければいいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 教育指導課の中で、書かれている中で、「教職員」というふうな言葉がつづつてありますけれども、教職員というのはどういう範囲を教職員として考えているんですか。例えば学校でいう教職員というと、学校で働いている職員すべて、教員だけではなくて、そういうふうにとらえているんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

大町指導課長 こちらに示されておりますのは、いわゆる県費負担の教職員ということで、市費負担のものにつきましては、従来の、今現在でいう教育庶務課の方が担当しております。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

沼本委員 結構です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 角田委員、ありますか。

角田委員 同じでしたので。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 ちょっと細かいことですがけれども、奨学金のあれが今まで子育て支援課でやっていたと思うんですが、今度はこれは教育委員会の方に変わったわけですね。すっきりしてよかったんじゃないかなと。

竹尾委員長 その答弁はありますか、何か。

村野学校教育部長 現在、奨学金と入学資金融資あっせんにつきましては子育て支援課で所管していますが、7月1日から教育委員会の所管事項になります。これは市長からの職務権限委任規程ではっきり教育委員会へ事務を委任するという規則がございますので、その改正によりまして7月1日以降、教育委員会の所管事項になりまして、実務的に実務を学務係の方で所管していくということになります。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより議案を採決いたします。採決は議案の案件ごとに行います。

まず、議案第24号 西東京市教育委員会事務局処務規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第24号 西東京市教育委員会事務局処務規則、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第21号 西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第26号 西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第22号 西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第23号 西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 西東京市教育委員会公印規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第25号 西東京市教育委員会公印規則、は原案のとおり可決されました。

以上で一括審議については終了いたします。

竹尾委員長 日程第8 報告事項、に移ります。

それでは、報告事項についての説明をお願いいたします。

まず、（1）上向台小学校給食調理業務委託の内容についての説明を求めます。

富田学務課長 従前より民間委託を小学校給食で進めておったところですが、昨年度末、定

年退職が出ましたので、それを機に今年度、2学期より上向台小学校において民間委託を開始いたします。これで小学校におきましては11校目ということになりますので、現在、それが実現されますと11校が民間委託、そして残り8校が直営というふうになります。以上です。

竹尾委員長 質疑は一括して行いたいと思いますので、引き続き(2)平成18年度西東京市公立小・中学校児童・生徒の進学状況についてをお願いいたします。

大町指導課長 それでは、5月1日付の学校基本調査により小中学校の児童・生徒の進学・進路状況がまとまりましたので、御報告いたします。

お手元にA4横の資料がございますので、恐れ入りますけれども、御覧ください。

まず、小学校児童の進学状況について説明いたします。

卒業児童数は1,616名、そのうち校区内の公立中学校に進学した者が1,279名、校区外の公立中学校に進学した者が28名でございます。また、市外の公立中学校に進学した者が33名、国立の中学校が11名、私立の中学校が250名、都外の中学校が7名、その他が8名でございます。

続きまして、公立中学校の進路状況を説明いたします。

卒業生数は1,241名、そのうち都立高校へ進学した者が806名、国立の高等学校が3名、私立の高等学校が375名、都外への高校へ進学した者が34名、専修学校が14名、就職が2名、その他が7名でございます。その他の内訳といたしましては、ここに記載してあるとおりでございます。

全体として小学校、中学校ともに昨年とほぼ同じ状況でございます。以上でございます。

竹尾委員長 続きまして、(3)平成18年度教育相談状況についてをお願いいたします。

長澤教育相談課長 平成18年度教育相談状況の報告をさせていただきます。

資料はA4版の資料が2枚お手元がございますので、御覧ください。

1枚目はまとめたもの、その後ろ、2枚目は主訴別年間集計というふうになっております。

1枚目を御覧ください。

平成18年度全体の相談件数は2,625件、延べ相談回数1万6,656回となっております。前年度と比較しますと、件数は約1.8倍の増となっております。

平成18年度の特徴としましては、小学校訪問相談の相談件数が前年度、平成17年度に比べまして約3.2倍にふえたことと、これは訪問相談回数を月2回から毎週訪問に変更し訪問回数がふえたことと、学校側が相談しやすくなったことによる増と思われる。

小学校訪問相談の主な相談内容ですが、平成18年度の特徴は、教員への対応、それから児童への対応が大きくふえております。教員への対応の中身ですが、これは教員自身のこと、保護者との関係のこと、校内の人間関係のこと、学級のこと、学校全体のこと、研修会などとなっております。同じく児童への対応の中身は、遊んでほしい、また話し相手、それから居場所などというふうになってございます。非常に簡単ですが、以上でございます。

竹尾委員長 次に、(4)平成18年度菅平少年自然の家事業実績報告についてお願いいたします。

宮寺社会教育課長 それでは、平成18年度菅平少年自然の家事業実績について御報告いた

します。

まず、菅平の事業といたしましては二つございまして、移動教室の受け入れと一般市民への施設提供がございます。

まず、資料をあけていただいて、1枚目、表側ですけれども、この移動教室の受け入れにつきましては、昨年度と同様に、市立の小学校全19校の受け入れを行いました。利用人数は延べ人数で3,582人で、昨年度と同程度でございます。

移動教室時の少年自然の家の職員は、児童が安全に活動できるように、引率教員に協力して現地の菅平地域での事故を防ぐことに努めました。18年度は全校で2人の児童が病院で受診しましたが、発熱等の内科疾患で、大きいけがや事故はございませんでした。

資料裏面をお願いいたします。

2番目に、一般市民への施設提供でございますが、移動教室が3,582人、それから一般宿泊が1,955人、合計で5,537人を受け入れました。一般利用者はちょっと昨年度より若干減少いたしました。この理由といたしましては、冬期に降雪量が少なかったことが原因でスキー利用者が若干減少したということによるものでございます。

最後に、施設の利用率でございますが、夏期の5月から10月につきましては、移動教室の実施期間に入っているため、利用率は比較的高く、41.0%でございます。冬期につきましては、11月から4月ということで、一般利用者の宿泊が週末に偏っておりまして、平日の利用が少ないことで18.0%の利用率でございました。年間の利用率は合わせて32.1%でございました。以上です。

竹尾委員長 続きまして、(5)西東京市スポーツ施設・運動施設指定管理者公募スケジュールについてを議題といたします。

東原スポーツ振興課長 それでは、西東京市スポーツ施設・運動施設指定管理者公募スケジュールについて御報告いたします。

西東京市のスポーツ施設におきましては、平成18年度より財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団を2年間の特命ということで、この20年3月31日まで指定管理者として扱っております。

内容といたしましては、市内の5施設、それから直営としてそのほかに7施設ございます。全部で12施設ございますけれども、このたびこの12施設すべてを一括として指定管理者の方に委託することを考えております。

スケジュール表を御覧ください。

まず、6月4日から募集要項の配布を開始いたします。続きまして、公募してくる会社の説明会につきましては6月12日、こちらの方は場所は「きらっと」の会議室の方で行いたいと思います。指定管理者の応募書類の受付につきましては、御覧の手続を踏みまして、8月10日に応募書類の受付をいたします。これらの受付を経まして、8月27日の第1次審査、それから9月下旬の第2次審査を経まして、選考委員会におきまして指定管理者を最終的に3者決定したいと思っております。この3者のうち配点の上位のものから協議を行いまして、10月に仮協定の締結、教育委員会によって議案の申し出の議決、それから12月の市議会の議決を経まして、20年の4月1日から指定管理者が決定いたします。以上、

簡単ではございますが、御報告といたします。

竹尾委員長 続きまして、(6)平成18年度保谷公民館事業報告についてお願いいたします。

相原保谷公民館長 それでは、平成18年度公民館事業の実績につきまして御報告いたします。

公民館では、地域住民の身近な社会教育施設といたしまして、中央館であります保谷公民館を含めまして6館がそれぞれ地域の特性を生かした主催事業などを実施し、あらゆる世代層に学習機会の提供を行っております。また、市民の自主的な学習活動を支援するために、活動室などの提供や、必要に応じてサークル活動に対しての助言などを行っております。

それでは、お手元の資料で御説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。保谷公民館には中央館といたしまして館長の諮問機関であります西東京市公民館運営審議会を設置しておりまして、定例会を月1回開催しております。3ページから5ページまでが定例会の内容でございます。事業計画書、報告書などについて報告をし、公民館市民企画事業実施要綱(案)、諮問事項などについて協議しております。

恐れ入りますが、6ページをお開きください。講師派遣事業でございます。実施件数は43件、実施団体は27団体、参加者は2,000人となっております。

恐れ入りますが、8ページをお開きください。保谷公民館の実績でございます。主催事業でございますが、成人一般を対象といたしましたミニコミ編集入門講座など16事業を実施し、延べ4,008人が参加しております。9ページの2、公民館の使用に関する事項、(2)利用度でございますが、活動室全体の利用件数は4,667件、利用率75%、延べ利用人数6万2,900人、1日平均利用者181人となっております。

恐れ入りますが、11ページをお開きください。田無公民館の実績でございます。主催事業でございますが、青年期を対象といたしました親子凧づくり教室講座など19事業を実施し、延べ4,452人が参加しております。13ページの2、公民館の使用に関する事項、(2)利用度でございますが、活動室全体の利用件数は5,319件、利用率73%、延べ利用人数6万9,737人、1日平均利用者201人となっております。

恐れ入りますが、14ページをお開きください。谷戸公民館の実績でございます。主催事業でございますが、青年期を対象といたしました青年のための編み物教室講座など15事業を実施し、延べ5,473人が参加しております。15ページの2、公民館の使用に関する事項、(2)利用度でございますが、活動室全体の利用件数は3,478件、利用率67%、延べ利用人数5万2,785人、1日平均利用者152人となっております。

恐れ入りますが、17ページをお開きください。芝久保公民館の実績でございます。主催事業でございますが、成人一般を対象といたしました、触って知る縄文の魅力講座など11事業を実施し、延べ1,433人が参加しております。恐れ入りますが、18ページをお開きください。2、公民館の使用に関する事項、(2)利用度でございますが、活動室全体の利用件数は2,929件、利用率47%、延べ利用人数3万6,751人、1日平均利用者106人となっております。

恐れ入りますが、20ページをお開きください。住吉公民館の実績でございます。主催事業でございますが、青年期を対象といたしました子ども陶芸講座など21事業を実施し、延べ1,964人が参加しております。21ページの2、公民館の使用に関する事項、(2)利用度でございますが、活動室全体の利用件数は3,505件、利用率67%、延べ利用人数4万9,719人、1日平均利用者143人となっております。

恐れ入りますが、22ページをお開きください。ひばりが丘公民館の実績でございます。主催事業でございますが、IT講習会など7事業を実施し、延べ1,825人が参加しております。23ページの2、公民館の使用に関する事項、(2)利用度でございますが、活動室全体の利用件数は3,809件、利用率52%、延べ利用人数4万7,081人、1日平均利用者136人となっております。

6館全体の実績といたしましては、利用件数2万3,707件、利用率63%となっており、利用件数、利用率とも前年度とほぼ同様の利用状況となっております。このような実績を踏まえまして、今後もより多くの地域の住民にとって使い勝手のよい公民館運営に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

竹尾委員長 続きまして、(7)平成18年度図書館事業実績報告について。

小池中央図書館長 平成18年度の図書館の事業実績について、お手元の実績報告書に沿って要点を御報告させていただきます。

恐れ入りますが、1ページをお開きください。

まず、1番目の図書購入についてでございますが、図書購入費6,722万3,676円によって4万563冊の図書を購入いたしました。これによって6館全体の蔵書冊数は72万1,830冊となっております。図書購入費は前年に比べまして317万8,986円の減少であります。購入冊数は前年に比べて1,182冊の増加となっております。

次に、2番目の貸出利用登録者についてでございますが、平成18年度現在の図書館利用登録者は総数5万1,511人となっており、市民だけを見ますと登録率は21.8%で、市民の5人に1人が登録されていることとなります。これは前年とほぼ同様の実績でございます。市外在住登録者につきましては9,663人となっており、小平市民が約900人、東久留米市民が約3,800人、練馬区民が約2,300人といった内訳となっております。

次のページを御覧ください。

3の(2)個人貸出冊数につきましては、年間の貸出冊数がこの年度について200万冊を超え、216万8,744冊となりました。これは前年に比べて約19万冊の増加、比率としましては9.6%の増加に当たります。216万冊の貸出数を市民1人当たりに換算すると11.3冊の貸し出しとなります。

3の(3)リクエストサービスにつきましては、受付件数は約50万件、提供件数は約45万件となっております。受付件数50万件は前年に比べて約10%の増加でございます。

恐れ入ります、6ページを御覧ください。

11の利用者用インターネット端末の利用でございますが、現在、中央図書館、柳沢図書館、ひばりが丘図書館の3館に各2台、合計6台のコンピュータ検索機を設置しております。この利用実績でございますが、延べ利用者数は9,991人、延べ利用回数は1万5,490回



となっております。以上、図書館事業実績について要点を御報告いたしました。よろしくお願いたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。

ちょっと休憩をいたします。

午後 3 時 0 2 分 休憩

午後 3 時 0 4 分 再開

竹尾委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項について、一括して質疑を行いたいと思いますので、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。

沼本委員 教育相談の状況の御報告がありまして、ありがとうございます。

2 番目、主な相談内容の中で、一般教育相談の中では一番多いのは不登校というふうなことで、幾つか書いてありますけれども、分類を使っているいろいろあると思いますが、親からの、保護者やなんかの養育相談というのは結構多いと思うんですけども、それはどこに含まれているんですか。

長澤教育相談課長 この 2 枚目の主訴別の集計を御覧ください。

この中ですとこの相談が多いということなんですが、保護者からの相談もその主訴によってこの主訴別の中にそれぞれ入っております。その中で、例えば学力のことであったりすれば学力の、そこに知的という大きな分類がありますが、その中にそれぞれ分けられます。

また、性格・行動のところなんかも多いと思うんですが、例えば落ちつきがないとか、家庭内暴力だとか、それから情緒不安定だとか、そういう項目の中にそれぞれ主訴によって入っております。

沼本委員 この主訴別の、相談種別というのは、西東京市の教育相談がつくっている独自の教育種別なんですか。例えば、都の方と、そういった種別とは違っているという……。

長澤教育相談課長 都からの全区市の教育相談の統計というのも毎年来ておりまして、それはそれでまた合わせた項目で回答しております。

沼本委員 はい、いいです。

角田委員 同じ教育相談のことなんですが、教員への対応がかなり多いという、この教員への対応というのは、ちょっと内容、もし可能であればお聞かせいただきたいのですが。

長澤教育相談課長 この 2 枚目の主訴別のところを御覧いただきたいと思うんですが、下の方なんですが、下から 2 番目のところで、小訪問相談特有の主訴というところに「教員への対応」というのがあるんですが、これが上の小学校訪問相談というところの中で 2 4 5 件という、非常に 1 8 年度は多くなっているというのが特徴なんですが、これにつきましては、教員自身のこと、保護者との関係、校内の人間関係、それから学級のこと、学校全体のことなどなどが教員からの相談ということで対応しております。

角田委員 この教員への対応については、昨年、一昨年等々に比べますとふえていますか。

長澤教育相談課長 昨年から比べるとふえております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 これには解決というのがないんですね。どうなっているのか。継続、新規とい

うのはあるんですが、解決済みというのもこういう表の中にはつけた方がわかりやすくてよ  
ろしいんじゃないかという気がするんですが、いかがでしょうか。

長澤教育相談課長 こちらには主訴別統計とか、それから相談の主な件数、内容というところ  
で表しておりますが、もう一つ項目としては、要するに「終結」ということで書いた方が  
よろしいのではないかという御意見だと思います。

ここに今までは終結の件数等は表してはおりませんが、17年度で申しますと、終結件数  
は約7割強になっております。

宮田委員 「しゅう」とは「終わる」という字ですか。

長澤教育相談課長 そうです。相談が終わって……

宮田委員 あきらめたり、卒業しちゃったりということですか。解決は引き延ばし……。

竹尾委員長 教育相談課長、どうですか。

長澤教育相談課長 2枚目の主訴別のところを御覧ください。

ここに一般教育相談のところで「受理相談」とありますね。その中で「継続」、「新規」  
という項目があるかと思えます、上の段に。継続というのは、終結、終わらないでそのまま  
続いている。それから、新規というのが新たにまたこの年度から取り扱った新規の相談とい  
うことで、これ以外は終結、終わったということで処理をしております。

例えば委員がおっしゃったように、市外に転出をしていって終結になったケースもままた  
まにはあると思えますし、また、そのほかのことでも終結になったということもあると思  
います。

竹尾委員長 そうすると、扱い件数382というのは、継続と新規を足したものですよね。  
それが1年間にある。それで、継続というのは、解決しないでまだいるのと、この差が……。  
それで、新規ですね。終結したのが出てこないですね、これじゃあね。

宮田委員 だから、これじゃあ出てこない。なので、私はこれを見て言っているんですけれ  
どもね。継続と新規で、ですから解決と私は思ったんですが、むしろ相談したら解決しても  
らいたいですよね。終結でやめちゃったりとかなんかでは解決にならない。問題を先送りし  
ているようなこともあるので、それははっきりさせて、教育相談課というのがどういう働き  
をしているのかということがマクロにわかるようにした方がよろしいんじゃないかと私は思  
うんですけれども。

竹尾委員長 ちょっとここは、この件数、解決はないことになってしまうの、これは。継続  
と新規で……。

長澤教育相談課長 今おっしゃった扱い件数382件とありますが、私が先ほど申しました  
7割強の終結ということは、この就学相談等も終結の中に入っております、その中で終結  
の件数が7割強ということでございます。だから、今私の手元にそれぞれの終結件数とい  
うのはございませんので、おっしゃるように、例えば教育相談の中でこの項目別にどれだけの  
終結をしているのかというのはちょっととってございませんので、今わかりません。申しわ  
けございません。

宮田委員 私、相談があるというのは、相談で一つは息を抜くといえますか、気が軽くなる  
ということはあると思えますが、やはり問題を解決してあげるために相談があるにもかかわ

らず、解決のことをおっしゃらないで、終結……。だから、私は終結の場合もあり得ると思いますが、そこを明確にしないといかんじゃないかというふうな気がするんですが、どうしてそういう結果をお出しにならないのか、理由を教えてくださいたいんですけども。

長澤教育相談課長 どうして終結を出さないかというところの理由まではちょっと私も細かく把握してございませんので……

宮田委員 いや、それは細かくないです。大事な問題だと思うんですが。

長澤教育相談課長 すみません。

終結の中に終わりが無いというものもございます。例えばこちらのところに精神だとかそういうところでは、例えば病的なものについては、その個々のものについては少し小康状態になる、だけれどもずっと永遠とその方の相談は続いていくという場合もありますし、それから主訴がもう本当に一つのものということであれば終結もしますし、さまざまな終結の仕方があると思いますので、終わりが無いからダメなのではないかというふうなところは一概には言えないかと思います。その辺が今おっしゃられたような御意見が明確になるようにちょっとまた検討してまいりたいというふうに思います。

宮田委員 私は終わりが無いからダメだとかそういうちょっと論議の飛躍というか、そうじゃなくて、終結もあるし、長期に精神的な問題でずっと緩和をしてあげるというのもあって結構だと思うんですが、これだけ受け付けましたというだけでは相談になっていないのではないのでしょうかということをおっしゃっているわけでありまして、終結がないから、終結はいかんだとかなんとかと言っているつもりは全くないわけです。何回も申し上げますけれども、もう一回言うのは、相談してあげることによって問題解決の手助け、ないしは解決しないまでも言ったことによる気持ちの安らぎとか、そういうことが市民サービスの一つとしてあるのではないかと私は思っておりますので、それで言っているわけなんです、それを曲解されるようなことでは私は困ります。

竹尾委員長 統計のとり方もちょっと……。

沼本委員 「終結」という言葉は、解決を含めているんですね。

宮田委員 そのことはわかっていますよ。

沼本委員 教育相談用語の言葉なんです。

宮田委員 そういうことを言っているんじゃないかと、ここにはないですねということをおっしゃっているだけでありまして……

沼本委員 だから、終結の中で解決というものと、それから……

宮田委員 二つに分かれるのはいいですよ。

沼本委員 そういうふうに今度は終結の中に「解決」ともう一つ「一時終了」というのか、そういうふうには書けばいいですよ。

竹尾委員長 終結も何もないんだよね。

宮田委員 表をともかく見ていて、私はそのことを言っているのであってですね……

沼本委員 この表ではそうですねけれども、言葉の中で解決、終結を言っておりましたので…

…

宮田委員 いやいや、解決と終結は別だというふうに私は思っております。

竹尾委員長 僕ら素人から見ると、こういうことで相談が何件あって、このうち何件解決しましたという話があってもいいんじゃないかと、ここにね。

沼本委員 解決含めてですね。

竹尾委員長 うん、解決……

宮田委員 と終結と継続……。終結というのもあると思いますよ。それはどこかに出て……

沼本委員 継続は終結じゃないですよ。

竹尾委員長 継続は終結じゃないですよ。だから、解決しちゃったというのと、まあ、どうかかわらないけれども、終わっちゃったというのと、それからまだ引き続き相談が続いていますよというふうになるんじゃないですかね。

村野学校教育部長 先ほど沼本委員の方から主訴別、これは東京都の統計的に分類している方法だと思うんですが、そういう方法とか、東京都でもやはり統計の数字というのは、相談の業務というんですか、についても統計をとっていると思いますので、そんなものを参考にしながら、要するに解決に向かっているケースが傾向としてどの程度あるのか、恐らく傾向の点をお話しされていると思いますので、そのあたりについてちょっと研究させていただきたいと思います。

竹尾委員長 表の作り方をもう少し考えてもらいたいな。ちょっとこれだけからじゃ理解できないから。宮田委員もおっしゃっているように、こうだとかああだとかということじゃなくて、いろいろなことがあると思うから、それが一目と言ったら変だけれども、理解できるような、そういう……。これは東京都に報告する統計のとり方なのかもしれないけれども、典型的な例でもいいから、幾つかこういう例がありますよでもいいんですが、数で1年間でこうなりましたというのがわかれば励みになるんじゃないかな。全然だめなんだなというか、いや、いい方向にいつているなとかいうことが、これは難しい問題だろうとは思いますが、いかがでございましょうか。

長澤教育相談課長 検討させていただきます。

宮田委員 私、たしか去年も同じことを言ったと思うんですよ。それでいささか変わっていないんじゃないかという、しっかり覚えていただいて、改良していただきたいと思うんですけどもね。

竹尾委員長 よろしく願いいたします。

角田委員 4番目の少年自然の家の事業についてちょっとお伺いいたします。

これは少年自然の家ですね。一般に開放しているということでしたが、この一般というのはどういう方が利用されているのですか。

宮寺社会教育課長 少年自然の家については目的が基本的には青少年の健全育成のための施設ということですので、基本的には、第一義的には移動教室を優先させてやるということで、その他、余った部分については一般の市民を受け入れるというような形です。

内容につきましては、一般の市民については、西東京市民はもとより、広域の市民も入っておりますし、広域以外の市民も入っております。ただ、その辺でちょっと料金的に差を設けて利用していただいているという状況でございます。

角田委員 青年が年間で19人というのはちょっと少ないかなというのを感じました。そし

て、一般というと家族で利用されているのかなというふうにも思ったんですけれども、全体の利用率が非常に低いということを考えると、もっともっと利用できるような方法はないんでしょうか。もっと考えて、私なんかも行きたいなと思いますけれども、青少年だったらやっぱり行っちゃまずいかな。行ったことありません。

宮田委員 私は逆でして、きつとなぜ少ないかというのは、老朽化とか、サービスとか、そういうのが入っているのではないかと予測しています。というのは、私どもの大学なんか非常に少なかったの、ところが、職員とか修理とかでものすごい金がかかっているんですね。同じ金を全部補助金にして、どこでも行きたいホテルとかなんかを選びなさいというような形にして、もっとバラエティーをふやして、どこでも行けるようにして、そこはやめてしまったんですね。そういう方がはるかに活性化したということを一言申し上げますので、たまたまあるからといって古いのをずっといくと、みんなから飽きられちゃったり、使われなくなるということも含めてお考えになった方がよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

名古屋生涯学習部長 今、委員さんの方から言われたとおりですが、実は前に御報告しましたけれども、昨年度、行政評価の中の項目にございまして、その中で、今後の菅平少年自然の家のある方について検討しなさいというような評価結果が出ております。それを踏まえますと、確かに御指摘の部分、この間、担当としましては、市報でPRとか、圏域の相互利用といった取り組みは行っていますけれども、なかなか表面にあらわれてこないといった実績がございます。その行政評価の結果も踏まえまして、今年度、今月になりますけれども、検討委員会を立ち上げまして、今後どのような形で活用できるか、また廃止にするのか、そういったことも含めて、1年ちょっとかけまして検討を行っていきたいといった、状況でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

こういうものが必要だった時代があったんですが、今、もう役割はほぼ終わっているんじゃないかなとも思いますので、検討して……

宮田委員 その検討資料なんです、これを利用するだけですと、いかにも場合によれば利用しているみたいなんです、費用対効果で、収入と支出ですね、そういうのを明確にするともう少し評価が明らかになると思うんですけれども。

名古屋生涯学習部長 その辺は委員さんが御指摘のとおり、このPT（検討委員会）の中では、この間の実績はもちろんのこと、経費等、それから先ほども出ましたように今確かに老朽化になっております。仮にこれを今出たように委託に持っていくとか、そういった方向性にしましても、経費が莫大にかかるだろうといったことも、それからあとは職員の問題ですね。そういった諸々の課題もありますので、その辺をトータルに出しまして検討してまいりたいというふうに考えています。

竹尾委員長 よろしくお願いたします。

ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 ただ、私はこういうことはいいので、廃止だけを言っているのではないということをお知らせしたいですね。要するに、補助金として従来の費用を出すことは私は結構だと思

うんですね。そして、学校の主体性に基づいて、何も菅平だけではなくて、新潟へ行ってもどこへ行ってもよろしいのではないかとことを申し上げておきたいと思います。間違えられると困りますので。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 図書館のことについてなんですけれども、現在、1人の方が1回に借りることのできる冊数は30冊というふうに聞いているんですけれども、その経緯はどういうふうにして30になったんですか。

小池中央図書館長 図書館の貸出冊数についてですが、各市町村の図書館でそれぞれ貸出冊数の制限は異なっております。昭和50年に田無の図書館が開館したときの冊数がたしか6冊だったと思います。それから、51年の下保谷図書館のときも同じぐらいの数字だったと思います。現在、各市町村の図書館の貸出冊数というのは、おおむね10冊から、一番多いところでは無制限というところがございます。現在、無制限の図書館はふえている傾向があると思います。

今、経過はというお話だったんですが、実は平成15年に利用者のアンケートをさせていただきました。そのアンケートの趣旨は、利用内容の見直しについて皆さんの御意見をお聞きしたいというようなところでお聞きしたんですが、このときにお聞きした項目は、貸出期間はどれぐらいがよろしいでしょうか、貸出冊数はどれぐらい、予約の冊数の制限はどれぐらい、それから一番私たちが聞きたかったのは、延滞者が結構多かったので、本をお返しただけでない方についての制限について皆さんどうお考えかというようなところをお聞きしました。そのアンケートの結果を踏まえまして、貸出冊数につきましては30冊という数字を一応目安として考えさせていただきました。

経過でございますが、その30冊にした経過を皆さんにお知らせしまして、それでサービスの変更についての試行期間というのを半年ぐらい実施させていただきました。その半年間の試行期間の中で特に貸し出した人が返さない場合の延滞の実際の制限なんかもさせていただきました。それで、現在、利用者の声はおおむね良好であるというふうに思っております。

それから、これは一つは貸出期間が2週間という制限がございますので、この2週間の中で自分がどれぐらいの本をお借りになっていくか、利用者の方が御自分でコントロールできているのだろうと私は思っております。

それで、もう一つは、実際に延滞しているとカウンターに来ましても本を今お貸ししておりませんので、それから延滞が1冊でもありましたら新たな予約もお受けしておりませんので、こちら辺のこともございまして、30冊という制限の中で利用者の方がスムーズな図書館の利用をされているように思っております。

いずれにしましても、今後、利用者の皆様の声や要望をお聞きしながら、利用しやすい図書館になるよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

竹尾委員長 図書館長のお答えはわかりましたが、沼本委員が聞いたのは、1回に30冊借りられるよと、その30冊はどこから出てきた数字ですかということなの。

小池中央図書館長 見直しするときに、まず10冊という数字でお貸ししていたんですが、

一つは、もっと貸してほしいという声がとても多かったんです。それで、アンケートをしまして、じゃあ、どれぐらいなら適当でしょうかということをお聞きしたときに、いやいや、10冊でいいよという声ももちろんありましたし、ほかの図書館のように無制限で、自分たちでコントロールするから制限しないでくれという声ももちろんございました。そこら辺の数字をお聞きしているんですが、全体のバランスの中で30という数字が出てきたというふうに思っております。

角田委員 実際に30冊借りて2週間で返す人はいるんですか。

小池中央図書館長 30冊お借りになる方というのは、特別な宿題ですとか、何かお調べになっているとか、本をお読みになるんじゃないかと、そのページページを自宅に帰って比較するとか、そういう方は30冊お借りになっていきます。

それから、30冊じゃ足りないのもうちょっと貸してくれというような場合は、御相談がありますので、その場合は個々に御相談に応じさせていただきますが、先ほども申し上げましたように、ほとんどの方は2週間の中で30冊読むということは不可能ですから、御自分でコントロールされているというふうに思います。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 最後に、日程第9 その他、を議題といたします。あらゆることで結構でございますから、御質問がありましたらどうぞ。

角田委員 先日配られました教育 ちょっと忘れましたが、要するに西東京市の学習支援員についてお聞きしたいんですが、たしか5月の初めに配られた中に支援員を募集されておりました。この件について何人ぐらい募集されたのか、そしてその効果はどうか

まだ5月ですから、何カ月間ぐらい雇われるのか、その効果をどのように期待されているのか、ちょっとお聞きしたいです。

大町指導課長 学習支援員につきましては、議会で採決いただきまして、4月2日からホームページ、それから4月15日の市報で募集いたしまして、最終的には合計28名の応募がありました。そのうち35名を超えている学級、二つで1人というような場合もありましたけれども、必要数が9名でしたので、そのうちから9名を選ばせていただいて、つい先日の5月21日から学校へ配置しております。今後、この支援員の研修を含めまして、各学校から、もちろん指導主事を派遣して、実際に見させたり、またはこちらで見学をしたりしながら効果等を検証していく予定でございます。

角田委員 まだこれからですね。始まったばかりですね。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 私、教育委員にさせていただいて2カ月たったわけですがけれども、こういう感想を持っております。

一つは、学校訪問Aというシステムがあるわけですがけれども、教育長はじめ、部長さん、それから担当課長さん、我々も中に入れていただいているわけですがけれども、それぞれ午前

中、全部の授業を見て、それから担当の方々の視点といたしますか、観点で学校をいろいろ把握する。我々も実際に教育委員がその中に入って実態を把握させていただくという、それから、午後、今度は指導課長さんをはじめ、統括指導主事さん、また我々も入れていただきまして、研究授業を見て、それから研究協議会に参加をさせていただくというのは、こういうシステムというのは、私は今まで経験もしたこともないし、恐らく他区市ではこういった取り組みはしていないのではないかなというふうに思って、大変いいシステムといたしますか、取り組みではないかなと思っています。

特に午後の研究授業がありまして、その後の研究協議のときに、課長さんをはじめ指導主事の方が大変適正、的確な指導、助言、特によいところは褒めて、それから改善すべきことはきちんと改善するという、こういった姿勢がそれぞれ学校の授業を見て、今、指導力不足という先生がいると言われてはいますが、そういう意味では西東京の先生方というのはかなり力を持っている先生が多いのではないかなというふうに、私も実際に見させていただいて大変うれしく思っています。指導主事の方々、本当に自分たちの市の子どもについて、それを指導する教員の資質を是非上げたいというようなことで、課長さんをはじめ大変頑張っている姿を見て大変うれしく思っております。

それから、運動会に何校が行かせていただいたんですけども、私はもともと出身が中学校の方だったので、できるだけ中学校の方にも運動会観戦といたしますか、見させていただいているわけですが、特に中学生は、この間、田無四中と、それから保谷中へ行きましたが、本当に全員が一生懸命取り組んでいて、どの子どもすがすがしい顔をしている。かつて中学校にはいろいろな問題があったわけですが、本当にこの運動会だけではなくて、研究授業等も見ますと、西東京の先生方をはじめ、子どもたちが大変日々すごいなというふうに思っています。

特にある学校の訪問へ行きましたときに、その学校の校長先生が私の学校の児童・生徒の出席率が98%ちょっとある。要するに、あの学校は500人ぐらいいましたか。1人ぐらい欠席するともう100%じゃなくて99%ぐらいになってしまう。要するに、ほとんどの子が毎日学校に休まず来ていると。これは子どもたちがやっぱり学ぶ楽しさを実感していることと友達に会いたいなというふうな、そういうふうな学校経営をなさっていて、これがほとんどの学校にもそういうふう広がっているんだなというふうなことを実感して、2カ月たちましたけれども、そういう思いで、非常に西東京の教育というのはずばらしいなというふうに思っています以上です。

竹尾委員長 指導課長さん、何か御感想ありますか。

大町指導課長 大変御評価をいただきまして、ありがとうございます。そのお言葉にこたえられるよう、これからも精いっぱい頑張っていきたいと思えます。よろしく御指導ください。角田委員 お願いがあります。

というのは、最近、保育料とか給食費を支払わない方々が何人かいるということが話題になっております。私もこれから、この市でも考えていらっしゃると思うんですけども、子どもが安心して給食が食べられるような、そういうシステムづくりをしっかりとそれぞれの協議会で考えていただきたいなとお願いをいたします。よろしくどうぞ。



竹尾委員長 ただいまの角田委員の要請について何かお答えすることはございますか、事務局の方で。

沼本委員 私、先ほど話したことですけれども、運動会、小学校の方も非常によくまとまってやっていますね。中学校だけじゃなくて小学校も同じように校長先生をはじめとしてやっておりますので、一応報告しておきます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

では、以上をもちまして平成19年西東京市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 3 7 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員